

船標的ノ爲ニ燈籠ヲ挑ゲ置リ、又看監所アリ、乘船ノ料ヲ看板ニ書シテ掲グ、人馬及行李ニ其直ノ貴賤アリ、定則トス、又諸侯公卿東關往還スルハ、城主ヨリ官船ヲ裝テ纏セラル、勢陽雜記云、天武天皇舟裝シテ尾州熱田ヘ渡御ナリ、是ホドノ渡海モ、今ヲ始メナレバ、著岸ヲ待ワビサセ玉ヒ、間遠ノ渡リ哉ト宣ヒシヨリ、此處ヲ間遠ノ涉リト申スナリ、○中 雜記所載、

有明の月に間遠の渡りして里にいそがぬ夜半の舟人、後世方輿ヲ誌スモノ、常言トス、然レドモ其集及作者ヲ不知、伊勢名所拾遺等ニモ不載處也、今詳ニスルニ、雜記ノ間遠ノ涉ト稱シ、○此間恐有誤脱、然レドモ日本書紀等ノ國史ニ不載俗名ナリ、又古屋草紙、及拾遺背書國誌、勢陽俚諺等、各間遠ノ渡ノ名ヲ設クカ、コノ涉リハ春曙記ニ據ルナルベシ、

〔佐野のわたり〕予は尾張のくにへ、船のたよりをまち侍るに、明る十七日、夜をこめて出る船あるよし、つげきたれば、すこし夜になりて、大湊といふ所に行つきぬ、○中 つとめて船出すべきよしかまへ侍るに、曉がたより風かはりて、村雨のやうにふり出ぬ、○中 今ぞ船出もいよくのび侍れかしと、○中廿三日、○中 夜もはやあけなんとする程に、おもふかたの風になりぬと、船子どもゑぐもよほして乗侍りぬ、こゝろのぬさとりあへぬまではしりゆく、かの伊勢おはりのうみづらなどいひし古ごともいひ出て、過にしかたの人々もこひしながら、心はさきにいそぎ侍るまゝ、におなじ國の桑名といふみなどにつきぬ、

〔伊勢物語上〕むかし男ありけり、京に有わびて、あづまにいきけるに、いせおはりのあひの海づらをゆくになみのいとゑろくたつを見て、

いとゞしく過ゆくかたのこひしきにうら山しくもかへるなみかな○又見後撰和歌集

〔紹巴富士見道記〕桑名は近郷喧嘩有て、むかひをまちて、月に道喜の宿に入つるには、舟あまたし。て尾州へ渡りぬ、